

様式第 2 号（第 6 条関係）

尾 花 沢 市 入 札 説 明 書

令和 6 年度繰越 和合橋橋梁補修工事に係る入札公告に基づく尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札参加資格

- (1) 「尾花沢市競争入札参加資格者名簿に登録されている者」とは、尾花沢市に当該年度の競争入札参加資格申請を行い受理されている者をいう。
- (2) 「尾花沢市建設工事請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格確認日（申請者の提出期限の日）から入札執行日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (3) 公告で指定された期限までに申請書（添付書類を含む。以下「申請書」という。）を提出できない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

2 入札手続等

- (1) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 申請書の提出は、公告で指定された提出場所へ持参するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは、受付けない。
- (3) 提出期限以降における申請書の差し替え及び再提出は、認めない。
- (4) 入札参加資格の確認のため、必要な資料の追加提出を求めることがある。

3 配置予定技術者

- (1) 入札公告において、配置予定技術者（以下「技術者」という。）に一定の資格要件を設定している場合、「これと同等以上の資格を有する者」としたときの「これと同等以上の資格」とは、原則、同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定したものとする。
- (2) 技術者は、原則として変更できないこと。また、契約時において、当該技術者を配置できないときは、真にやむを得ない事由により技術者の変更を認める場合を除き、契約を締結しない。
- (3) 技術者は、複数の候補技術者を記載することができる。
- (4) 技術者は、入札参加資格の確認申請日において、専任を要するどの工事にも主任（監理）技術者として配置されていないこと。ただし、当該工事の契約時までに当該技術者が専任で配置されている工事の完成及び引き渡しが完了する見込みである場合はこの限りではない。

4 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格の確認は、申請書の提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年6月24日（火）までに通知する。

5 入札参加資格がないと認められた理由の説明要求等

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により、その理由の説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年6月27日（金）16時

イ 提出場所 尾花沢市財政課 財産管理係

電話 0237-22-1111 内線241

ウ 提出方法 書面は、持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受付けない。

(2) 説明を求められた場合、令和7年7月1日（火）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 設計図書等の閲覧及び配付

当該工事に係る設計図書等について、次により閲覧及び配付を行う。

(1) 閲覧及び配付が可能な設計図書等

ア 図面

イ 仕様書

ウ 設計書

(2) 閲覧期間及び配付期間

入札公告の日から入札執行日の前日まで（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）。

(3) 閲覧の場所及び配布の受付場所

ア 閲覧及び配布の受付 尾花沢市役所 建設課 工務係

イ 配布方法 データ共有サービスにて配布

7 設計図書等に対する質問

(1) 設計図書等及び入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面により提出すること。

ア 受付期間

令和7年6月24日（火）から6月25日（水）まで（市の休日を除く。）の9時から16時まで（正午から13時までを除く。）

イ 提出場所

尾花沢市役所 建設課 工務係

ウ 提出方法

書面は、持参により提出するものとし、郵送、ファクシミリ、電子メール等によるものは受付けない。

(2) (1)の質問に対する回答書は、書面で回答する。

ア 回答期限 令和7年6月27日（金）

8 入札の延期、中止等

- (1) 天災、地変等により入札執行が困難なときは、入札を延期、中止又は取りやめることがある。
- (2) 正常かつ公平な入札執行が困難と認められる場合、その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止、又は取りやめることがある。

9 入札及び開札

- (1) 入札は、持参によるものとする。
- (2) 入札参加者は、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (3) 入札に際し、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。
- (4) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。なお、提出された積算内訳書は、返却しない。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 次に掲げる入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

イ 申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人のした入札

エ 記名押印をしていない入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札

キ 明らかに連合によると認められる入札

ク 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

ケ 積算内訳書の提出のない入札

コ 提出された積算内訳書の記載内容等確認の結果、適正に積算が行われていないことが明らかになった場合におけるその者のした入札

サ 公正かつ正常な入札の執行を妨げる行為をした者の入札

シ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件等に違反した入札

- (7) 入札をした者は、入札後に現場の状況、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として、異議を申し立てることができない。

1 0 落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格の入札者を落札者とする。
- (2) 最低の価格の入札者が提出した積算内訳書に不正又は不正の疑いがあるときは、調査の上、落札を決定する。
- (3) 落札決定の時まで入札参加資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。
- (4) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない尾花沢市職員にこれに代ってくじを引かせ、落札者を決定する。

1 1 その他

- (1) 落札者は、予約完結権を他に譲渡することができない。
- (2) 申請書に虚偽の記載をした場合又は入札に際して積算内訳書の提出がない場合においては、尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。

1 2 提出書類

- (1) 尾花沢市建設工事等一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（別記様式第3号）
- (2) 添付書類
 - ア 建設工事等に係る同種実績（別記様式第4号）
 - ※ 発注機関が市外の場合は、契約書の写し（工事名、発注者、請負者、工期及び契約金額を確認できる部分のみで可）を添付。ただし、登録実績カルテ（CORINS、PUBDIS等）がある場合は、当該実績カルテの写しを添付することができる。
 - イ 建設工事等に係る配置予定技術者の資格・経験（別記様式第5号）
 - ※ 技術者の資格者証の写し及び技術者の雇用関係を証明する書籍（監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書等の写し、所属会社の雇用証明書等）
 - ウ 誓約書（別記様式第7号）
 - エ 総合評定値通知書の写し（直近のもの）

※ 様式については、市ホームページ（<http://www.city.obanazawa.yamagata.jp>）に掲載。